

1 機構に引き継がせる業務その他の機能の種類及び範囲

- (1) 機構が日本郵政公社(以下「公社」という。)から承継する郵便貯金・簡易生命保険の管理等に関する業務の内容を記載。
- (2) 機構と郵便貯金銀行との間の特別預金契約・業務委託契約、郵便保険会社との間の再保険契約・業務委託契約の案が別添。

【ポイント】

本文の記述や特別預金契約等について、機構が公社から承継した郵便貯金・簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行できる内容となっているか。(契約の概要は、**資料3-2**)

2 機構に引き継がせる資産、債務その他の権利及び義務

- (1) 機構が公社から承継する資産・債務等の概要を記載(注)。
- (2) 機構が公社から承継する資産・債務等の詳細な内容については、別添の書面に記載。

(注)機構には、郵便貯金勘定と簡易生命保険勘定の2つの勘定が存在。

【ポイント】

機構の業務遂行に必要な資産・債務等が承継されているか。(承継する資産、債務等の概要は、**資料3-3**)

3 その他機構への業務等の適正かつ円滑な承継に関する事項

- (1) 機構の業務への関係法令の適用、設立委員の準備行為としての業務委託契約、借入契約等の締結等について記載。
- (2) 機構と郵便貯金銀行、郵便保険会社との間の借入契約等の案が別添。

【ポイント】

本文の記述や借入契約について、法令・基本計画に則し、適切な内容となっているか。(借入契約の概要は、**資料3-4**)